

2015年11月25日

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍晋三 殿

地方創生担当大臣 石破茂 殿

内閣府副大臣 松本文明 殿

消費者担当大臣・行政改革担当大臣 河野太郎 殿

消費者庁長官 坂東久美子 殿

消費者委員会委員長 河上正二 殿

国民生活センター理事長 松本恒雄 殿

政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田寛也 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 高畠英弘（京都産業大学法務研究科教授）

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番

地ヒロセビル4階

TEL075-211-5920 FAX075-251-1003

消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

現在、政府では、消費者庁並びに国民生活センターの徳島県への移転を検討しているときいています。

しかし、消費者行政の司令塔として誕生し、活動している消費者庁や、全国の消費生活センター・消費生活相談窓口のセンターオブセンターとして地方消費者行政の支援等を行う国民生活センターを地方に移転することは、これらの機能を大幅に減衰させるものであり、当団体は消費者庁・国民生活センターの地方移転については断固反対します。

具体的には、以下の弊害が考えられます。

1 消費者庁

① 企画立案機能（立法機能）の減退

消費者庁は、表示、製品安全、取引の安全、地方消費者行政、消費者教育等幅広い分野にわたる消費者行政の企画立案機能を持っています。この機能を果たすためには、国会・政党に頻繁にアクセスするとともに、他省庁との調整や審議会・検討会の開催、消費者団体や事業者団体との意見交換等の関連業務を日常的に行うことが必要です。仮に地方移転ということになれば、これらの業務は大幅に制限されることになり、機能の低下は必至です。

② 司令塔機能の減退

消費者庁は、現在38本の法律を所管していますが、多くは他省庁との共管となっています。これは、消費者庁が消費者の視点から我が国の行政のパラダイム転換を目指すために創設され、司令塔としての役割を強く期待されているためです。そのためには、情報収集・分析機能を充実させるとともに、関係省庁と頻繁なアクセスを行うことが不可欠です。地方移転によってこうしたアクセスが阻害され、機能低下することが懸念されます。

③ 執行機能の大幅低下

執行については、消費者庁と地方自治体（都道府県）が担っていますが、多くは消費者庁が行っています。行政処分を行うには当然の事ながら事業者からの事情聴取や立入調査等の事実調査が必要ですが、事業者の多くが首都圏に集中しているため、事実調査の多くも消費者庁を含む首都圏で行われることになります。

このため消費者庁が地方に移転されることになると、事実調査に多くの時間とコストがかかることが予想され、迅速な執行が阻害される可能性が極めて高いと思われます。このように、消費者庁の地方移転は執行機能の大幅な低下をもたらします。

④ 人的資源の減少

消費者庁は、現在約300名の正規職員と200名程度の非正規職員で成り立っています。地方移転した場合、正規職員自身がどこまで残るかわかりませんが、少なくとも非正規職員については多くが離れていく可能性があります。これらの人員の多くが一気に削られた場合、移転先で速やかに調達可能かどうかという問題もありますし、引き継ぎ等の問題でさまざまな業務上の支障が発生することも予想されます。ひいては消費者庁全体の機能低下につながるおそれがあります。

⑤ 消費者団体・事業者等とのコミュニケーション能力の低下

消費者庁は現在、消費者団体や事業者等と日常的に意見交換、情報交換を行いながら消費者目線での業務遂行に努めています。消費者団体とのコミュニケーションはまだまだ十分というわけではありませんが、今後ますます重要となることは間違いありません。

仮に地方移転ということになれば、このようなコミュニケーションが著しく阻害され、消費者目線での業務遂行も難しくなっていくことが懸念されます。

2 国民生活センター

① 消費者庁・消費者委員会等との連携の低下

国民生活センターは、消費者庁・消費者委員会や他省庁と随時連携をとりつつ業務を遂行しています。具体的には、全国から集まってきた被害情報を分析して注意喚起や各省庁への提言を行う際に関係省庁とのすりあわせを行ったり、消費者庁との間で情報分析についての定期的な協議会を設けたりしています。これらの業務は単にデータベース上の情報を分析しただけでは不可能であり、他省庁担当者との法令解釈や方向性についての密な協議が不可欠です。

地方移転によってこれらの機能が大きく後退する可能性が大です。

② 人的資源の減少

国民生活センターは現在半数近くが非常勤職員であり、地方移転によって一気に人員が減少する可能性があります。また、ADRや試験委員会等外部の有識者との審議会的組織も複数ありますが、これら外部の担い手の確保も課題となります。

③ 消費者・事業者等とのコミュニケーション能力の低下

国民生活センターが被害予防情報を発信する際は、他省庁との摺り合わせのみならず関係事業者からのヒアリング等を行っています。現在行っている消費者団体との意見交換やマスコミとの関係も希薄になることが懸念されます。このため地方移転によって情報発信機能やコミュニケーション能力が後退する可能性があります。

以上のとおり、消費者庁・国民生活センターの地方移転には、さまざまな弊害が予想され、これをカバーするのはそもそも困難か、或いは相当のコストを要すると考えられます。

3 消費者委員会

現時点で消費者委員会の移転は提案されていませんが、万一同様の移転が提案されるようであれば、消費者委員会についても地方移転に反対します。

消費者委員会は、少数の非常勤の委員によって構成され、消費者庁等からの諮問事項を審議するほか、任意のテーマを自ら調査して他省庁への建議等を行うという監視機能を有しています。他省庁からの諮問の場合に諮問した省庁等との連絡を密にすることはもちろん、建議等の監視機能の行使においても、他省庁や関連事業者、事業者団体からの事情聴取・協議も頻繁に行うこととなります。この場合、消費者委員会の会議の場にこれら関係省庁、事業者等を招へいするほか、委員会側から直接赴いて事情を聴取し、或いは改善の必要性について説得することも行われています。

地方に移転するとなると、これらの権限を十分に行使する機会を確保することが困難になる危険性が高くあります。